

## 九州大学箱崎キャンパス跡地における土壤汚染調査の結果について

本学は、箱崎キャンパスの移転に伴い旧理・工地区跡地において土壤汚染調査を実施したところ、下記の表に示すとおり、調査箇所の一部で土壤汚染対策法に基づく指定基準を超える水銀及びその化合物・砒素及びその化合物・鉛及びその化合物・六価クロム化合物・ふっ素及びその化合物が検出されましたので、令和3年6月18日に土壤汚染対策法第14条（※1）に基づき、土壤汚染調査結果を福岡市に提出いたしました。

このことにより、旧理・工地区跡地については、今後、福岡市から土壤汚染対策法に基づく区域の指定を受けることとなります。

現在、当該汚染箇所は関係者以外立ち入らないように区画し、汚染箇所のうち汚染土壌が露出して直接摂取によるリスクが生じる可能性がある箇所については、シートで覆うなどの処理をしており、土壌が飛散する可能性が極めて低く、周辺的生活環境への影響はないものと考えております。

今後は、関係行政機関の指導のもと、責任を持って万全な体制で土壌浄化への対応を進めます。

検出物質		基準値超過面積／ 調査面積(m <sup>2</sup> )	最大値	基準値
土壌溶出量基準 (mg/l) (※2)	水銀及び その化合物	1,200/26,158	0.034	0.0005 以下
	砒素及び その化合物	1,505/26,158	0.046	0.01 以下
	鉛及び その化合物	1,496/26,158	0.54	0.01 以下
	六価クロム 化合物	1,200/26,158	0.26	0.05 以下
	ふっ素及び その化合物	100/26,158	1.1	0.8 以下
土壌含有量基準 (mg/kg) (※3)	鉛及び その化合物	471/26,158	840	150 以下

※複合汚染面積（1カ所から複数の汚染物質が検出された面積） 900 m<sup>2</sup>

### <調査等の実施日>

1. 土壤汚染調査（状況調査・詳細調査）  
令和2年10月30日～令和3年5月19日
2. 本調査周辺井戸（M4、M8～10、農学部 NO.1 井戸、工学部 NO.7 井戸）  
令和3年5月13日～令和3年5月25日  

構内井戸及びモニタリング井戸の地下水調査 平成28年6月1日～令和3年5月25日	※継続調査
---	-------

### <土壤汚染対策法に基づき指定を受ける区域>

福岡市東区箱崎6丁目10-1の一部 4,972 m<sup>2</sup>

※汚染物質等の検出地点については、別紙資料のとおりです。

(※1) 土壤汚染対策法第14条：自主的な土壤汚染調査に基づき区域の指定を行うよう申請ができる。

(※2) 土壌溶出量基準：汚染土壌から特定有害物質が溶出した地下水を飲用することによる健康リスクの基準値

(※3) 土壌含有量基準：特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによる健康リスクの基準値

【お問い合わせ】九州大学統合移転推進部統合移転推進課 豊福，永末

電話：092-642-3051、7135

FAX：092-642-7373

Mail：[kititen@jimu.kyushu-u.ac.jp](mailto:kititen@jimu.kyushu-u.ac.jp)

URL：<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/campus/hakozaki-campus/soil>

# 箱崎キャンパス 土壌汚染地歴調査平面図（モニタリング井戸配置計画図）



凡例

- 地下水の流向
- 廃止井戸（モニタリングに利用） 2本
- モニタリング井戸 4本

**モニタリング井戸 計 6本**

凡例

	今回の調査対象範囲（旧理・工地区跡地）	26,158㎡
	土壌汚染調査完了範囲	299,298㎡
	土壌汚染が存在するおそれ比較的多いと認められる土地	約 3,600㎡
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	約 2,800㎡
	土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地	約108,400㎡
	土壌汚染がない又は浄化完了済（区域指定解除）の範囲	(427,300㎡)

凡例の土壌汚染のおそれの区分は、環境省の「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」による。

注) 令和3年2月の地歴調査結果に基づく最新の土壌汚染地歴調査平面図です。

# 凡例

調査対象範囲

調査地点番号

7	4	1
8	5	2
9	6	3

KEY-PLAN

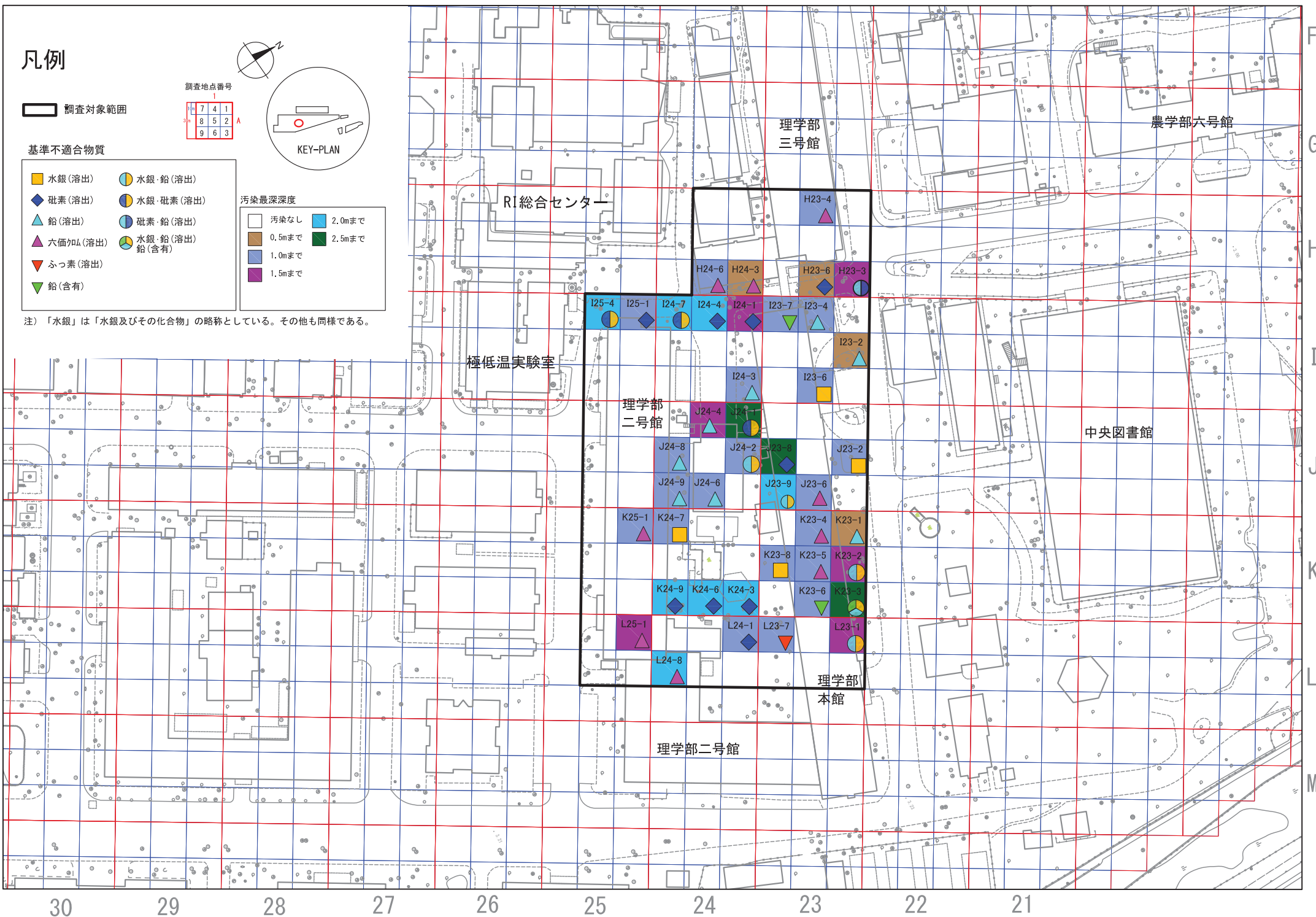
基準不適合物質

- 水銀(溶出)      ● 水銀・鉛(溶出)
- ◆ 砒素(溶出)    ● 水銀・砒素(溶出)
- ▲ 鉛(溶出)        ● 砒素・鉛(溶出)
- ▲ 六価クロム(溶出)   ● 水銀・鉛(溶出) 鉛(含有)
- ▼ ふっ素(溶出)
- ▼ 鉛(含有)

汚染最深深度

- 汚染なし
- 2.0mまで
- 0.5mまで
- 1.0mまで
- 2.5mまで
- 1.5mまで

注) 「水銀」は「水銀及びその化合物」の略称としている。その他も同様である。



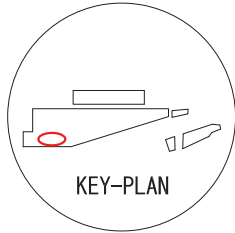
# 凡例



調査対象範囲

調査地点番号

10m	7	4	1
30m	8	5	2
	9	6	3



KEY-PLAN

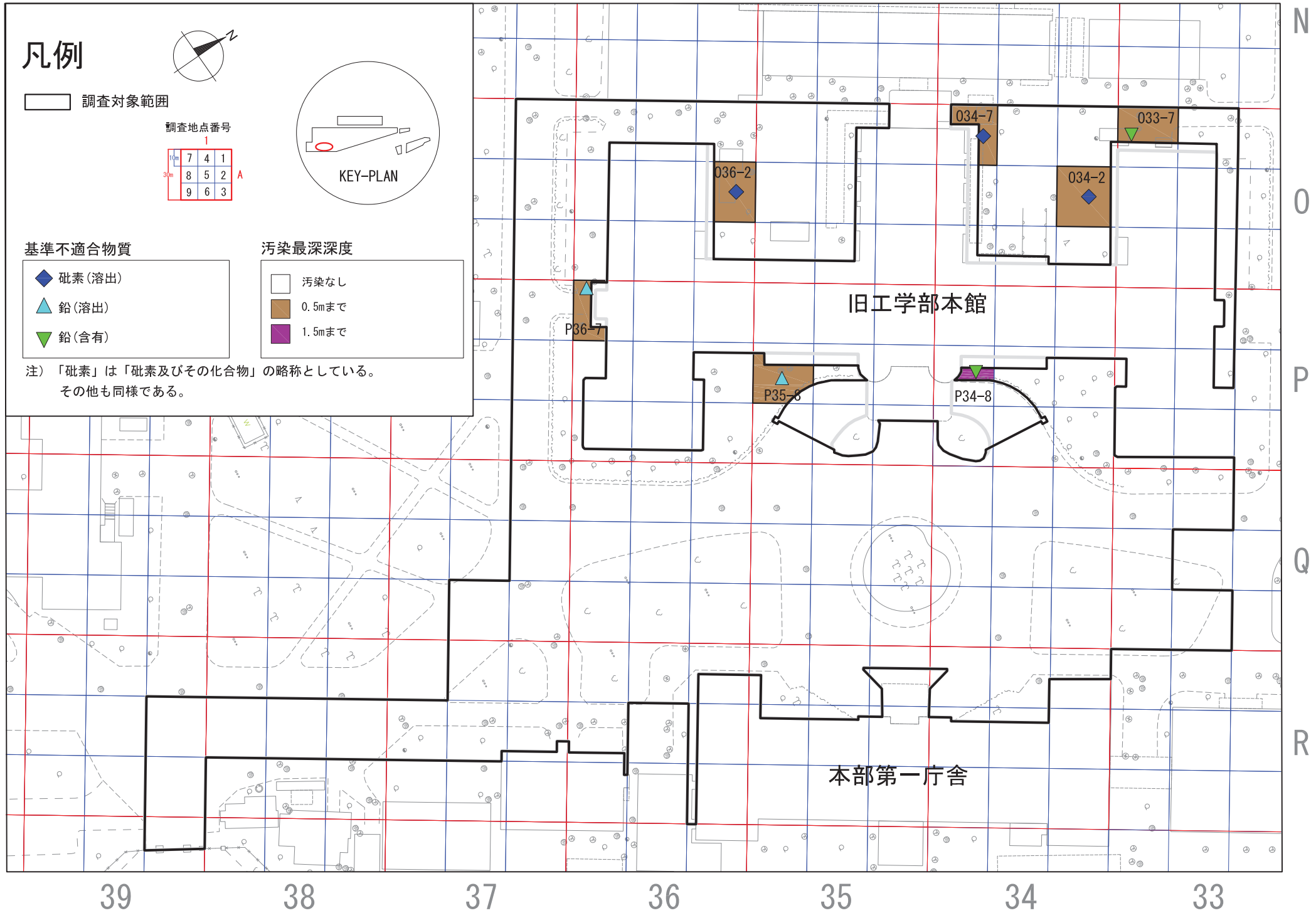
基準不適合物質

- ◆ 砒素(溶出)
- ▲ 鉛(溶出)
- ▼ 鉛(含有)

汚染最深深度

- 汚染なし
- 0.5mまで
- 1.5mまで

注) 「砒素」は「砒素及びその化合物」の略称としている。  
 その他も同様である。



N  
O  
P  
Q  
R

39

38

37

36

35

34

33



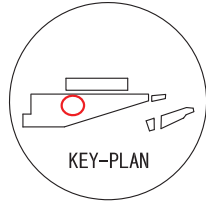
# 凡例



調査対象範囲

調査地点番号

	7	4	1
3m	8	5	2
	9	6	3



KEY-PLAN

基準不適合物質

▲ 六価クロム(溶出)

▼ 鉛(含有)

汚染最深深度

□ 汚染なし

■ 0.5mまで

■ 1.0mまで

注) 「六価クロム」は「六価クロム化合物」の略称としている。その他も同様である。



エネルギー量子棟

F28-9

G28-7

G28-4

G27-8

31

30

29

28

27

26

E

F

G

